

調 書 (決定)	
事件の表示	平成28年(才)第1208号 平成28年(受)第1539号
決定日	平成28年9月30日
裁判所	最高裁判所第二小法廷
裁判長 裁判官 裁判官	小 貫 芳 信 鬼 丸 か お る 山 本 庸 幸
当事者等	上告人兼申立人 X 同訴訟代理人弁護士 被上告人兼相手方 Y
原判決の表示	福岡高等裁判所平成27年(ネ)第434号(平成28年5月13日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

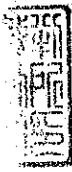
本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成28年9月30日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官





これは正本である。

平成28年9月30日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官

